

ペルソナ会員特約 一部変更のお知らせ

2022年9月16日より、規約を一部変更致しますのでご案内申し上げます。

主な変更内容は以下のとおりです。

現行	改定後（2022年9月16日～）
<p>第3章 カード利用代金等の決済方法 第19条(代金決済口座および決済日) 3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係る利用代金明細書情報を支払期日までに本会員の届出住所宛に送付または当社指定のウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します。(ただし、法令で別途定めがある場合は、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します。)当社指定のウェブサイトで閲覧する場合は、VpassID 規約、カードご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約に同意の上、当社指定の方法により閲覧することができます。本会員は、利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、利用代金明細情報受領後 10 日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが年会費のみの場合は利用代金明細情報を送付しない場合があります。</p>	<p>第3章 カード利用代金等の決済方法 第19条(代金決済口座および決済日) 3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係る利用代金明細書情報を支払期日までに当社指定のウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します(ただし、法令で別途定めがある場合は、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します)。会員は VpassID 規約、カードご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約に同意の上、当社指定の方法により、ご利用代金明細書情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細書情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申し出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で当該通知が当社の法令上の義務に属しない場合には、本会員に対し書面による通知にかかる当社所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、利用代金明細情報受領後 10 日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合は利用代金明細情報を通知しない場合があります。</p>
(2022年4月改定)	(2022年9月改定)